

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成23年度 第3回高松市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成24年1月19日(木) 14時00分～15時30分
開催場所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	国民健康保険事業の運営について(保険料の見直し)
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	公益代表(山下委員, 古市委員, 渡邊委員, 八十川委員) 保険医・保険薬剤師代表(曾我部委員, 伊藤委員, 穴吹委員, 稲本委員) 被保険者代表(上砂委員, 小野委員, 藤村委員, 森山委員) 被用者保険等保険者代表(門田委員, 高木委員)
傍 聴 者	21 人 (定員 5 人)
担当課および 連絡先	国保・高齢者医療課管理係 839-2311

協議経過および協議結果

- (1) 国民健康保険事業の運営について
国の平成24年度予算案が決定されたことに伴う保険料見直し案の修正について、事務局から説明。
- (2) その他
出席委員が14名中14名で半数以上に達しているため、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会議が成立していることを報告。

【協議】

議題 国民健康保険事業の運営について(保険料の見直し)

(委 員)

私も国保の被保険者であり、また、介護保険料も納めているので、今回の保険料見直しは身にしてみている。保険料見直しと直接は関係がないかもしれないが、平成24年度に、介護保険料も上がると聞いているのだが、その内容はどうなっているのか。

(事務局)

保険料見直しの件はこれまで新聞報道等にも出て、各委員さんも十分関心を寄せていただいているかと思う。介護保険については3年に1回ということで、平成24年度がちょうど改定時期になる。その介護保険料の改定の見通しだが、これについては一昨日、議会の教育民生調査会で中間報告をしているので、その内容で説明させていただきたい。まず介護保険料というのは、一号被保険者ということで65歳以上の人の保険料である。これについては、基準額を設定して、それに対して所得に応じてプラスマイナスでいろいろな段階を設定している。現行、21～23年度の基準額が月額4,742円で、全国平均は4,160円と、高松は582円ほど高い状態にある。次期の24～26年度の計画期間の3ヵ年について、どのくらいの介護給付があるのかというのをまず算出するのだが、その中には施設サービスもあればデイサービス等の通所サービスもある。そうすると、それに係る費用の原則的に1割は利用者負担なので、そこを除いた9割を考えるのだが、そのサービス料見込みが、現行の21～23年度の額と比べて、約22%増加する見込みとなっている。

そして一方で、新聞等でも報道されているが、介護報酬の問題がある。診療報酬の方は、薬価と本体を合わせてプラス0.004%だが、介護の方は1.2%上昇する見込みとなっている。一部報酬単価の地域区分の見直しというのがまだ確定していない要素があるが、それがもし私どもに適用されるとしたらプラスに転じるので、その前提で検討すると最高で約24%の改定になる見込みである。

そうすると、基準額4,742円に対して1,133円のアップとなる5,875円が

今の段階では見込まれることになる」と議会調査会で報告したところである。具体的に年額では13,600円の増が見込まれている。

(委員)

今の国保の財政状況から見ると、保険料の見直し案は仕方がないということは理解できる。ただ、私も保険料を納める立場なので、国保も介護も同時に保険料が上がるというのは厳しいと思う。そこで、初年度については介護のみ上げるなど、段階的な措置をとることで、負担増を抑制することはお願いできないか。

(会長)

その件については、後ほど皆さんに答申案を考えていただく際に改めて検討していただけたらと思うのだがよろしいか。

(委員)

承知した。

(委員)

資料6ページのモデルケースを見ると、各世帯で20%弱の増加率が見込まれているようである。このような負担増を市民の皆様をお願いするのであれば、市としては資料9ページに示されている歳出抑制策に力を入れていただきたい。特に(2)のジェネリック医薬品普及による薬剤費適正化について、尽力いただきたいと思う。

(委員)

資料9ページ(2)アの、ジェネリック医薬品希望カードとは、どのようなものなのか。

(事務局)

ジェネリック医薬品というのは患者の意思表示があってはじめて利用できるものなので、その意思表示をより簡単に実施していただくという目的で作られているカードである。それを利用していただいて、できるだけジェネリックの医薬品を使っていただくという取り組みをしている。

また、来年度から実施予定のジェネリック差額通知は、通常の薬を利用されている方に、ジェネリック医薬品を利用するとこれだけ薬代が安くなりますということをお知らせするための通知である。これらの取り組みを通して、できるだけ医療費を抑制していきたいと考えている。

(委員)

カードを配布するということだが、どのような方法を取るのか。

(事務局)

保険証をお送りする際に同封したり、市役所のカウンターに置いて自由に取っていただいたりといった方策を採っている。

(委員)

来年度からジェネリック差額通知を出すということだが、他の市町村でそのような取り組みをしているところはあるのか。

(事務局)

県内の市町ではまだ実施していない。来年度は、県内の全市町が足並みをそろえて実施していこうと考えている。四国内だと、高知市が実施しているようである。

(委員)

それによって、病院等とトラブルが起こるという可能性はないのか。

(事務局)

そのようなことのないよう、事前に医師会等と十分協議する予定である。

(委員)

「少しでも医療費を安くしたい」ということは、患者からは言い出しにくい場合もある。それに対してカード配布等のアイデアで医療費負担を減らすことは行政の取り組むべきことであって、医療サイドとトラブルになるようなことはないと考えられる。

(委員)

実際、ジェネリックでの薬剤費適正化というのはどのくらいの効果があるものなのか。現在差額通知を実施しているという高知市の事例が分かれば教えていただきたい。また、医薬品については、安いのであればありがたいと思う反面、やはり新薬の方が効き目があるのではないかと思うが、いかがか。

(委員)

先発医薬品はいろいろな研究や開発をして、多くの費用をかけて作り上げたものである。一方、ジェネリック医薬品はそのような研究開発なしに、先発医薬品と同じ物質を使って作っているのだから、先発医薬品のように費用をかけず、ほぼ同じ効果を実現することができるようになってきている。ただ、医師の中には「自分は先発医薬品しか使わない」というこだわりを持っている方もいる。

(事務局)

高知市の状況については把握できていないが、いずれにしても、医療費を抑制するという事は保険者として重点的に取り組むべき項目である。しかしながら、保険者から働きかけて医療費を抑制できる方策は数少ない。そういったなかでも、少しでもできることから取り組んでいきたいと考えている。

(会 長)

他に何か、質問、意見はないか。

(会 長)

ないようなので、これから答申案について審議いただきたいが、第2回運営協議会でお話ししたとおり、私のほうで、事務局と協議し、第2回運営協議会の審議内容を踏まえた答申案を作成しているので、説明する。

なお、先ほど、事務局から最終案の説明がありましたが、その内容や、それに対する意見を踏まえ、皆さんに十分議論いただいたうえで、協議会としての最終意見としたいと考えている。

それでは、別紙で配付している「平成24年度国民健康保険料の見直しについて（答申）」という書類をご覧いただきたい。

《 答申案の説明を行う 》

(会 長)

答申案の説明は以上だが、この案について、ご意見をお願いしたい。

(委 員)

平成24年度については、介護保険料の改定も重なるため、保険料の増額を段階的にしていただけたらと考える。

(会 長)

そういったことも答申の中に含めることとする。

(会 長)

他に何かこの答申案について、意見はないか。

(会 長)

ないようなので、答申案については、先ほどいただいた意見を反映させた内容で修正を行い、協議会としての最終意見としたいと思うが、よろしいか。

なお、修正箇所の表現方法については、私のほうで調整させていただいてよろしいか。

《 異 議 な し 》

(会 長)

また、市長への答申は、私のほうで1月23日に行いたいと思うので、一任いただければと考えるが、よろしいか。

《 異 議 な し 》

(会 長)

続いて、事務局から次回の運営協議会の開催日程について、説明をお願いしたい。

《 事 務 局 説 明 》

(会 長)

他に何かないか。

(会 長)

他にないようなので、これをもって閉会とする。